平成２５年　７月２９日

契約担当官
航空自衛隊第３５警戒隊
会計班長　長谷川　拓生

公　　告

下記により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟読のうえ参加されたい。

記

１　競争入札に付する事項

(1)　件　　名　　警備保全監視装置撤去

(2)　履 行 場 所　　航空自衛隊経ヶ岬分屯基地

(3)　履 行 期 限　　平成２５年１０月３１日

２　入 札 日 時　　平成２５年　８月２１日　１３３０～
※郵便入札も可とする。

３　入 札 場 所　　航空自衛隊経ヶ岬分屯基地会議室

４　参 加 資 格

(1)　予算決算及び会計令第７２条１項による有資格者

役務の提供等　　Ａ、Ｂ又はＣ等級

(2)　契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

５　保　　証　　金　　入札保証金　　有　・　（無）　（入札金額の５／１００以上）
契約保証金　　有　・　（無）　（契約金額の１０／１００以上）

６　保証金の処分　　入札保証金は入札者が契約を結ばないとき、契約保証金は契約者がその義務を履行しないときは国庫に帰属する。

７　保証金納付の免除　　５の保証金以上の金額につき保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだときは入札保証金を、履行保証保険契約を結んだときは契約保証金を免除する。

８　入札保証金を免除した場合においても、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金を追徴する。

９　入 札 の 無 効　　４の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

１０　契約書作成の有無　　（有）　・　　無

１１　契約条項等を示す場所　　航空自衛隊第３５警戒隊会計班事務室

１２　決 定 方 法　　総額決定

１３　そ の 他
(1)　説 明 会　　無
(2)　入札に代理人が参加する場合は、委任状を提出すること。
(3)　入札参加者は入札日前日までに資格審査結果通知書の写しを提出すること。（ＦＡＸ可）
(4)　会議室への入室は、入札開始時間の１５分前とする。
(5)　本書記載事項の詳細については、会計班(長谷川)に照会のこと。(TEL0772-76-0631 内線246)
(6)　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった価格の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

<table>
<tr><td colspan="4">航　空　自　衛　隊　仕　様　書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書の
種　　類
物品番号</td><td>内容による分類</td><td colspan="2">役　務　仕　様　書</td></tr>
<tr><td>性質による分類</td><td colspan="2">個　別　仕　様　書</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">仕　様　書　番　号</td></tr>
<tr><td rowspan="6">品　　名
又は
件　　名</td><td rowspan="6">警備保全監視装置撤去</td><td colspan="2">３５警隊ＬＰＳ－Ｘ００００５</td></tr>
<tr><td>承　認</td><td>平成２５年　７月２５日</td></tr>
<tr><td>作　成</td><td>平成２５年　７月２３日</td></tr>
<tr><td>改　正</td><td>平成　　年　　月　　日
平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作成部
隊等名</td><td>第３５警戒隊</td></tr>
</table>

１．　総則

１．１　適用範囲　この仕様書は、航空自衛隊経ヶ岬分屯基地に設置されている警備保全監視装置（Ｊ／ＧＳＸ－２）の撤去に関する事項について規定する。

１．２　定義　この仕様書で用いる用語の意義は、各号において定めるほか、次による。

ａ）　引用文書等　次に示す文書。

１）　引用文書　この仕様書に直接引用した文書。

２）　関連文書　この仕様書に規定した事項の参考となる文書。

ｂ）　個別ＴＯ等　次に示すものをいう。

１）　警備保全監視装置に適用する技術指令書（J.T.0）

２）　取扱説明書等（製造会社が整備を目的として作成した取扱説明書及び設置会社が設置調整のために作成した計画書等）

ｃ）　監督　監督官が契約の適正な履行を確保するために契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

ｄ）　検査　検査官が契約履行後において、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。

２．１　一般事項

ａ）　引用文書等に基づき、各装置の特性及び状態を考慮し可能な限り損傷させずに撤去すること。

ｂ）　撤去した物はそれぞれ、材料ごとに重量を計測後官側の指定した場所に集積し、その他の物は法令に則り処分すること。

ｃ）　集積に際しては、撤去物の飛散及び内容物の流出等を避けること。

ｄ）　官側の建物及び物品等を損傷させた場合は速やかに申し出るとともに、契約相手側負担で速やかに復旧すること。

ｅ）　契約相手方は、役務履行前、履行中（主な履行段階の状況）、履行後、その他隠蔽する部分等を監督官の指示に従い写真を撮影し、製本の上ネガ又はデジタルデータと共に提出するものとする。

品　　名	警備保全監視装置撤去

２．２　就業時間

　　撤去作業役務を履行するための就業条件は平日の 0815～1700 を基準とし、それによりがたい場合は残業届を提出すること。

３．撤去品

３．１　撤去品目及び要求事項

　　別紙第１による。

３．２　撤去品配置図

　　別紙第２～別紙第４による。

４　品質保証

４．１　保証　契約相手方は、次に示す保証を行わければならない。

ａ）　撤去作業中における過失による損害

ｂ）　撤去から指定場所までの保管責任

５．その他の指示

５．１　提出書類等

ａ）　現場代理人等通知書

ｂ）　現場代理人等変更通知書（必要に応じその都度）

ｃ）　下請負通知書（必要に応じその都度）

ｄ）　工程表（業者様式可）

ｅ）　役務開始届

ｆ）　完了通知書

ｇ）　検査願

ｈ）　打合せ簿（必要に応じその都度）

ｉ）　その他監督官の要求する書類

５．２　技術指令書等の貸付　官側が保有する技術指令書のうち、契約に関連するものについて期限を限り貸付を受けることができる。

５．３　安全管理　契約相手方は役務実施において、危険物及び高圧ガスの製造取扱い等、公害の発生するおそれのある物の取扱い並びに、その他作業事故を起こし易い作業について、法令に係わるものは当該法令に基づき、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を行なうとともに、火災及び爆発の危険がある作業を実施する場合は、事前に官側と調整し許可を得なければならない。

５．４　養生　既設部分及び撤去済み部分においても、破損又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行うものとする。

５．５　後片づけ　役務終了に際しては、後片づけ及び清掃をおこなうこととする。

５．６　仕様書の疑義　この仕様書について、疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。